

お知らせ掲示板

くらし

市営住宅の定期募集

期7月1日(月)(入居予定日) **宛**既存団地の空室 ※北・西区のみ(募集案内に一覧を掲載)
【募集案内配布】期4月25日(木)~5月18日(土)(土日祝は開館施設のみ) **時**午前9時~午後5時 **場**市役所(1階総合案内、9階市営住宅管理センター)、区役所、総合出張所、まちづくりセンター、交流室、市ホームページ
【申込】期5月12日(日)~18日(土)(土日含む) **時**午前9時~午後5時 **場**市役所別館自転車駐車場8階会議室 **持**認め印、申込者全員分の収入がわかる書類
【抽せん会】回5月28日(火) **場**市役所別館自転車駐車場8階会議室
【共通】回中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)、受付期間の土日は市役所代表電話(☎328-2111)へ
 (市営住宅課 ☎328-2461)

5月は固定資産税第1期、軽自動車税の納期

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申し込みいただくか、インターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。
 (納税課 ☎328-2204)

固定資産税・都市計画税納税通知書を4月下旬に送付しています

宛毎年1月1日(賦課期日)現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方 ※共有名義の場合は共有者全員が納税義務者となりますが、納税通知書などは代表者に送付します。 ※複数区に固定資産をお持ちの方は、区ごとに送付します。 ※一部前元号を用いて表記しているものがあります。ご了承ください。

■固定資産税に関する手続きはお忘れなく

【市外に転出する場合】

・「納税管理人申告(申請)書」を提出してください。

【納税義務者が亡くなった場合】

・法務局で相続登記の手続きをしてください。
 ・「相続人代表者指定届」を提出してください。

【新增築、用途変更、取り壊しをしたとき】

・税額が変わる場合がありますので、固定資産税課に届けてください。
 (固定資産税課 ☎328-2195)

新年度分の市県民税所得・課税証明書を6月3日から発行します

場市役所各証明発行窓口 ※コンビニ交付も6月3日から。 **回**市民税課(☎328-2181)

市民税・県民税(個人住民税)の申告に関するお知らせ(平成31年度分)

確定申告または市民税・県民税(個人住民税)の申告を行っていない方で、次の控除に該当する方は、申告を行うことで税金が減額になる場合があります。

■控除の種類と対象

【障害者控除(平成30年12月31日現在)】障害者(身体、精神)手帳などを交付されている方および交付されている方を扶養している方

【寡婦・寡夫控除(平成30年12月31日現在)】配偶者と死別または離別された方(要件あり)

【医療費控除(平成30年中に支払ったもの)】

①前年の医療費支払額が、前年の総所得金額などの5%または10万円のいずれか少ない金額を超える方

②前年の特定一般用医薬品など(スイッチOTC医薬品など)の購入費が12,000円を超える方※①②の控除は、いずれか一方を選択して適用を受けることになります。

【その他控除】扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、雑損控除など

持印鑑、控除の内容を証明するもの、本人確認ができるもの、個人番号が確認できるもの、納税通知書など **場**市庁舎2階市民税課 ※郵送による申告も可能。 **回**市民税課(☎328-2181)

軽自動車税納税通知書を送付します

4月1日時点でバイクや軽自動車など所有している方に対し、軽自動車税の納税通知書を4月下旬に送付します。5月31日までに納めてください。

【廃車、名義変更(譲渡)、住所変更などの手続きについて】 **場**市民税課、区役所税務室・総合出張所 **宛**原動機付自転車(総排気量125cc以下・50cc以下三輪)、小型特殊自動車(農耕用・その他)

【全国軽自動車協会連合会熊本事務所】 ☎369-7920 **宛**軽自動車(二輪【125ccを超え250cc以下】、三輪、四輪貨物【営業用・自家用】、四輪乗用【営業用・自家用】)

【熊本運輸支局】 ☎050-5540-2086 **宛**小型自動車(二輪【250ccを超えるもの】)

【障がいのある方などの減免】 **申**5月24日までに市民税課、区役所税務室へ **回**市民税課(☎328-2181)、市ホームページ

【自動車税】普通車などにかかる自動車税の納税通知書は県から5月初めに送付されます。5月31日(金)までに納めてください。詳しくは通知書同封のチラシを確認ください。 **回**納付の相談:熊本県東央広域本部税務部収税第一課、収税第二課(☎325-3001)へ。課税のお尋ね:熊本県自動車税事務所(☎368-4020) (市民税課 ☎328-2181)

給与支払者(事業者)の皆さんへ

5月中旬に給与支払者(事業者)の方へ今年度の個人住民税特別徴収税額決定通知書(事業者用・従業員用)を送付します。事業者は、特別徴収税額決定通知書(従業員用)が届き次第すみやかに従業員の方へ開封せずにお

渡してください。

【特別徴収税額決定通知書とは】

本市に提出された給与支払報告書などで税額を計算し、毎月従業員の給与から天引きで納入する税額をお知らせするもの。事業者用は毎月従業員の給与から天引きで納入する税額を、各従業員用は給与から天引きされる税額やその計算根拠をお知らせする通知です。

【特別徴収とは】給与支払者(事業者)が、所得税の源泉徴収と同様に、納税義務者である給与所得者(従業員)に代わって毎月の給与から個人住民税を天引きし、納入する制度。 ※正規雇用者、短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与の支払いを受けているすべての方が対象です。事業者や従業員の希望により選択することはできません。
 (市民税課 ☎328-2181)

インターネット公売

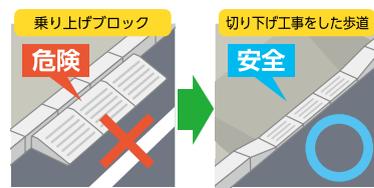
回5月24日(金)午後1時~
 詳しくは、Yahoo 官公庁オークションサイト、市ホームページを確認ください。
 ※滞納税が完納になった場合、その対象物件の公売は中止になります。
 (納税課 ☎328-2202)

乗り入れ(段差解消)ブロックなどを道路上に設置しないで

乗り入れブロックや鉄板などを道路上に設置することは、歩行者や自転車、バイクの転倒事故につながる恐れがあり、大変危険です。道路上に乗り入れブロックなどを設置しないようお願いします。事故が発生した場合は、設置者の責任が問われる可能性もあります。

なお、乗り入れのため歩道の切り下げが必要な場合は、自費で工事を行うことができます。

回東・西・北部土木センター、城南・富合地域整備室



市民のための公益活動を報告します

回5月21日(火)午後6時~7時40分 **場**あいぽーと(ウェルパルクまもと1階) **回**くまもと・わくわく基金平成30年度助成事業報告会 **宛**NPO法人やボランティア団体による活動報告(14団体) **申**当日直接会場へ
 (地域活動推進課 ☎328-2036)

町内自治会に加入しませんか

町内自治会は、同じ地域に住む方々で組織された、最も身近な住民団体です。住みよいまちづくりのために協力し合いながら、環境美化、防犯、子育て

支援などの活動を行っています。

熊本地震では、住民同士のつながりがあったからこそ、安否確認など迅速な対応が行われました。あなたも町内自治会に加入して、地域とのつながりを作りませんか。詳しくは、お住まいの地域の自治会長または区役所総務企画課へ。 ※自治会加入促進のパンフレットを作成しました。右の二次元バーコードからご覧ください。
 (地域活動推進課 ☎328-2036)



熊本市災害情報メールに登録を

防災に役立つ情報をメールでお知らせするサービスです。3月28日から登録先が変更になりました。

宛消防情報、緊急防災情報、防災情報、気象情報、防災・消防に関する情報 ※必要な情報の選択可。

登録は右の二次元バーコードから情報司令課(☎363-7137)へ。


住宅用火災警報器の維持管理は適切に

【手入れ・点検方法】

- ・警報器の電池が切れていないか、「警報器のボタンを押す」や「紐を引く」などして、音が鳴るかを月に一度確認する。
- ・誤作動を起こしやすくなるため定期的に布でほこりや汚れを拭き取る。
- ・部屋の害虫駆除で燻煙剤を使う時には、警報器をビニールで覆うか、本体を取り外す。終了後は元に戻す。
- ・電池切れや故障の場合は、購入先またはメーカーに相談するか、本体を交換する。(警報器の交換は10年が目安)
 (予防課 ☎363-0263)

ごみ出しに「排出禁止物」は出さないで

「排出禁止物」とは、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であることなどの理由により、市が収集および処分を行わないものことです。

排出禁止物が出されると、他のごみの収集の妨げになる上、場合によっては危険を伴います。改めて市のごみ出しルールを確認し、排出禁止物は出さないようお願いします。

【排出禁止物とは】

タイヤ、バイク、ガスボンベ、灯油、塗料、火薬類、農薬、消火器、鉄骨、ピアノ、ドラム缶、家電4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)、パソコンなど。

これらはごみステーションには出さず、専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼して、適正に処理をしてください。

(環境施設課 ☎328-2431、
 ごみ減量推進課 ☎328-2365)

くらしの中の人権 66

アイヌの人々の人権

古くからその地域に住んでいながら、後に他の地域からやって来た人々に文化や風習を否定され、社会的に不利な立場に追いやられてきた人々が世界各地にいます。主に北海道などに昔から住んでいたアイヌの人々もそのひとつです。明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の文化は、禁止され、否定、抑圧され続けてきました。

現在では、国や地方自治体をはじめとするさまざまな取り組みにより見直され、制度的にも少しずつ改善されつつありますが、アイヌの人々に対する偏見や差別は依然として残っています。

民族や文化において差別がゆるぎされないのは言うまでもありません。自分たちと異なる人々の伝統や文化を正しく理解し尊重することが大切です。

(人権推進総室 ☎328-2333)

パブリックコメント 結果発表

熊本市屋外広告物条例の一部改正(素案)

担当課 都市整備景観課 (☎328-2537)
閲覧期間 5月12日(日)~6月13日(木)
閲覧場所 都市整備景観課、情報公開窓口、区役所(中央区を除く)、市ホームページなど